

**燕子ども応援☀おひさまプロジェクト**  
**～太陽光発電「屋根貸し」事業～ 発電事業者募集要項**

## 1 目的

燕子ども応援☀おひさまプロジェクト～太陽光発電「屋根貸し」事業～実施要綱に基づき、市有施設及び民間施設の屋根で太陽光発電を設置し、発電事業を行う事業者（以下「発電事業者」という。）を募集します。

## 2 事業の概要

燕子ども応援☀おひさまプロジェクト～太陽光発電「屋根貸し」事業～実施要綱のとおり。

## 3 スケジュール

### ①屋根の募集・登録（平成24年11月12日（月）～平成24年11月26日（月）まで）

太陽光発電を設置するために発電事業者に貸付けを希望する屋根を募集します。応募いただいた屋根（以下「民間施設の屋根」という。）の情報については、平成24年11月30日（金）に市有施設の屋根情報と合わせて市のホームページ等で登録・公表します。

### ②発電事業者の募集・登録（①と同じ）

市有施設の屋根及び民間施設の屋根の借受けを希望する発電事業者を募集します。応募いただいた発電事業者の情報については、平成24年11月30日（金）に市のホームページ等で登録・公表します。

### ③発電事業の参加検討申込（平成24年11月30日（金）から平成24年12月7日（金）まで）

太陽光発電の設置を検討したい施設について、平成24年12月7日（金）までに、市へ参加検討申込書を提出してください。市がとりまとめた後、該当する屋根貸し事業者へ通知します。

### ④現地説明・資料提供（平成24年12月中旬予定）

市有施設の屋根の借受けを希望する登録発電事業者には、12月中旬に現地説明を予定していますので、その際に屋根の詳細情報を提供します。

民間施設の屋根の借受けを希望する登録発電事業者には、屋根貸し事業者から現地説明等の日程を連絡します。

### ⑤企画提案書の提出（平成24年12月25日（火）まで）

市有施設の屋根及び民間施設の屋根の借受けを希望する登録発電事業者は、太陽光発電を設置したい施設ごとに企画提案書を作成し、市へ提出してください。市がとりまとめた後、該当する屋根貸し事業者へ通知します。

### ⑥発電事業者の選定（平成24年12月下旬予定）

市有施設の発電事業者は、企画提案書をもとに市が選定します。

民間施設の発電事業者は、企画提案書をもとに屋根貸し事業者が選定します。

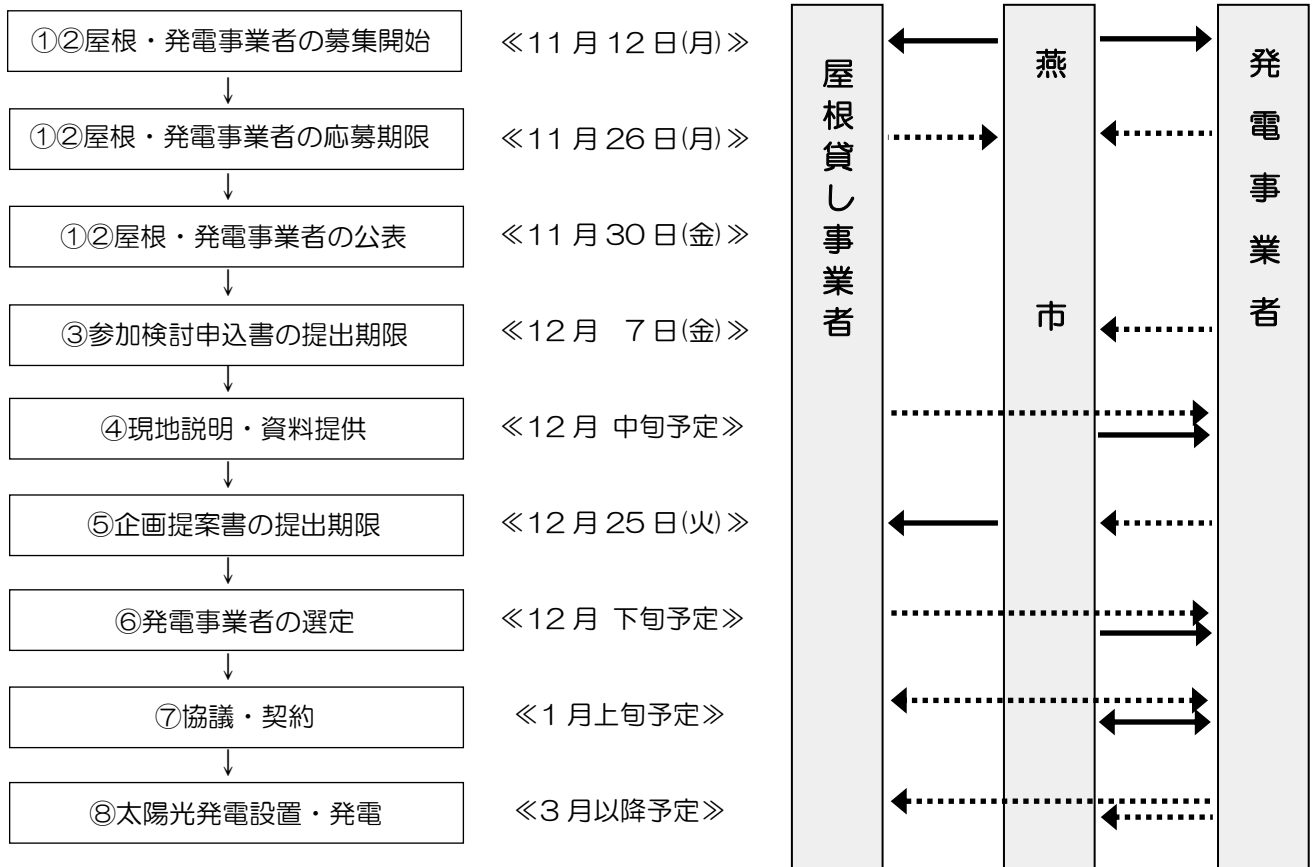
### ⑦発電事業者との協議・契約（平成25年1月上旬予定）

太陽光発電の設置に係る協議や契約については、市及び屋根貸し事業者と直接行ってください。なお、太陽光発電を設置し売電するにあたっては、電力会社との系統連系協

議や設備認定に係る事務が必要となりますが、これらは発電事業者が行ってください。

### ⑧太陽光発電の設置・発電（平成25年3月以降予定）

太陽光発電の設置及びメンテナンスの費用は、原則、発電事業者の負担とします。また、電力会社への受給特定契約の申し込みを平成25年3月31日までにを行うことを目標としてください。



## 4 発電事業者の役割

- (1) 本募集要項に基づき、「6 発電事業者の要件」を満たす事業者として市へ登録申請してください。
- (2) 発電事業を検討したい登録施設において、参加検討申込書を市へ提出し、必要に応じて市及び屋根貸し事業者からの現地説明等を受けた後、企画提案書を市へ提出してください。
- (3) 市及び屋根貸し事業者から発電事業者として選定された場合、平成25年3月31日までに電力会社へ受給特定契約を申し込めるよう、市及び屋根貸し事業者と詳細協議を進めてください。
- (4) 太陽光発電の設置に係る費用及びメンテナンス費用については、原則、発電事業者の負担とし、屋根の補修等については、市及び屋根貸し事業者と十分に協議をして太陽光発電事業を行ってください。

## 5 募集する屋根の要件

屋根の要件は、次の(1)から(4)のすべてに該当するものとし、太陽光発電を設置するために発電事業者に貸付けを希望する市内の施設を発電事業者に代わり、市が募集します。

- (1) 20年間（固定価格買取制度の買取期間）の貸付けが可能であること。
- (2) 建築基準法に基づく新耐震基準（昭和56年）を満たしている施設であること。
- (3) 太陽光発電設備の設置可能面積が500㎡以上であること。（傾斜屋根の北面は除く。）
- (4) 周囲に障害物がなく、日照条件が良好であること。

## 6 発電事業者の要件

発電事業者の要件は、次の(1)から(4)のすべてに該当する者とし、

- (1) 法人格を有し、かつ、日本国内に本社を有すること。また、複数事業者、共同企業体、事業協同組合、特別目的会社等の場合は、その代表者が前段の要件を満たしていること。
- (2) 屋根貸し事業を実現することができる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 固定価格買取制度に基づき、電力会社に売電する目的で、太陽光発電事業を行う者であり、売電収入の5%以上を施設所有者へ支払うことができること。
- (4) 次のア～オのいずれにも該当しない企業であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

ウ 燕市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者

エ 燕市税の滞納者

オ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 7 本募集要項に関する質疑応答

本募集要項に関する質疑を次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答します。

- (1) 提出書類 募集要項に関する質問書（様式 1）
- (2) 提出期限 平成 24 年 11 月 19 日（月）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 郵送、FAX 又は電子メールにより提出してください。
- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目 7 番 27 号  
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係  
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219  
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp
- (5) 回答日 随時

## 8 登録申請応募方法

応募にあたっては、発電事業者登録申請書に必要事項を記載の上、次のとおり提出してください。

- (1) 提出書類 発電事業者登録申請書（様式 3）
- (2) 提出期限 平成 24 年 11 月 26 日（月）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 郵送、持参又は電子メールにより提出してください。
- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目 7 番 27 号  
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係  
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219  
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp

## 9 登録施設における発電事業者応募方法

### (1) 参加検討申込書の提出

登録施設において、太陽光発電を設置し、発電事業を検討したい登録発電事業者は、参加検討申込書を下記のとおり提出してください。

- (1) 提出書類 参加検討申込書（様式 4）
- (2) 提出期限 平成 24 年 12 月 7 日（金）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 郵送、持参又は電子メールにより提出してください。
- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目 7 番 27 号  
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係  
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219  
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp

### (2) 現地説明等

#### (2)-1 市有施設

平成 24 年 11 月 30 日（金）の市のホームページへの登録・公表時に日程を提示しますので、9 (1) の参加検討申込の手続きを行った後、必要に応じて現地説明（12 月中旬予定）に参加してください。

## (2)-2 民間施設

市から屋根貸し事業者へ参加検討申込の状況を通知し、平成24年12月10日（月）以降に屋根貸し事業者で日程を調整しますので、必要に応じて現地説明に参加してください。

## (3) 企画提案書の提出

市有施設及び民間施設の登録施設において、太陽光発電を設置し、発電事業を行いたい登録発電事業者は、設置したい登録施設ごとに企画提案書を下記のとおり提出してください。なお、民間施設の企画提案書については、市がとりまとめて屋根貸し事業者へ提供します。

- (1) 提出書類 企画提案書（様式5）を6部提出してください。
- (2) 提出期限 平成24年12月25日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 郵送、持参又は電子メールにより提出してください。
- (4) 提出先 〒959-1295 燕市白山町二丁目7番27号  
燕市役所市民生活部生活環境課環境政策係  
電話：0256-63-4131 FAX：0256-63-4219  
E-mail：kankyo@city.tsubame.niigata.jp

## (4) 審査方法等

### (4)-1 市有施設

提出された企画提案書等をもとに審査を行います。なお、提案内容に優劣がつかない場合は、追加提案を求めることがあります。

- (1) 審査方法 書類審査
- (2) 期日 平成24年12月26日（水）～28日（金）予定
- (3) 審査基準 次の観点に基づき、評価を実施します。
  - ア 事業の実現性及び継続性
  - イ 賃料
  - ウ 市への貢献度 など
- (4) 審査委員 市担当部課長等の5名程度を予定

### (4)-2 民間施設

提出された企画提案書をもとに屋根貸し事業者で審査を行います。なお、提案内容に優劣がつかない場合は、追加提案を求めることがあります。

## (5) 発電事業者の選定及び審査結果の通知

### (5)-1 市有施設

審査委員の意見を踏まえ、最上位者を発電事業者としての交渉相手とします。ただし、当該発電事業者に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、次点の発電

事業者を特定し交渉相手とします。なお、審査結果は、企画提案書を提出した発電事業者に書面で通知しますが、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

#### (5)-2 民間施設

屋根貸し事業者が選定します。なお、審査結果は、企画提案書を提出した発電事業者に書面で通知しますが、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

### 10 留意事項

- (1) 本事業は、市として太陽光発電の普及を図るため、市有施設の屋根を発電事業者に貸し出すことに合わせて、より効果を高めるために民間施設の屋根貸し事業者を募り屋根情報を登録・公表するものであり、屋根貸し事業者と発電事業者の契約等を保証するものではありません。
- (2) 登録申請のあった発電事業者情報は、市のホームページ等で公表します。
- (3) 太陽光発電の設置に要する費用については、原則、発電事業者の負担とします。
- (4) 固定価格買取制度の買取期間が20年の長期間となるため、屋根の維持管理（防水工事等）に係る費用負担等について、屋根貸し事業者と十分協議をしてください。
- (5) 太陽光発電の設置に係る建築基準法上の取り扱いについて、屋根貸し事業者と十分協議をしてください。
- (6) 屋根貸し事業者との協議や契約等について、市が関与することはありませんが、本事業に係る相談等については、積極的に応じます。
- (7) 本事業の応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (8) 提出書類は返却しないものとします。
- (9) 登録申請後、申請を取りやめる場合は、その旨をご連絡ください。